



2023年10月10日

各位

会社名 星光PMC株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 菅 正道
(コード:4963 東証プライム)
問合せ先 執行役員 管理本部長 河野 宏治
(電話番号:03-6202-7331)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社取締役会は、本日、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第124条第1項の規定に基づき、2023年11月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集に関して、下記のとおり基準日の設定について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年10月25日（水曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2023年10月25日（水）
- (2) 公告日 2023年10月11日（水）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

●<https://www.seikopmc.co.jp/ir/announcement/7744/>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

2023年9月1日付当社プレスリリース「インビジブルホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、インビジブルホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、公開買付者が2023年9月4日から実施しております当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び当社の親会社であるD I C株式会社（以下「D I C」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及びD I Cのみとするための一連の手続きを実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立を前提条件として、本公開買付けの決済開始日後速や

かに、会社法第 180 条に基づく株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。

当社は、上記の場合には当該要請が当社に対してなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

ただし、本公開買付けが成立しなかった場合、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上